

武蔵野市いじめ問題対策委員会 報告

- 1 目的** 市のいじめ防止等のための対策を実効的に推進するために、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止 等 のための対策について必要な事項を調査審議し、答申するとともに、武蔵野市立小・中学校にていじめの重大事態が発生した場合に調査を行い、その結果を教育委員会に報告する附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会設置する。
(参考 武蔵野市子どもの権利条例第 25 条)

2 日時 令和5年8月7日(月)16:00～17:30

3 出席者

	【名前】		【名前】
(法律)	矢野 謙次	(PTA代表)	笠原 健一
(医療)	松浦 理英子	(民生児童委員代表)	今野 俊行
(学識)	有村 久春◎	(人権擁護委員)	太田 早苗
(学校)	鈴木 斉	【事務局(教育委員会)】	
(心理)	鬼頭 啓介(市派遣相談員)	教育長、教育部長、指導課長 統括指導主事、指導主事	
(社会福祉)	土屋 遼司(SSW)		

(◎は委員長)

4 内容(概要)

(1) 子どもの権利条例と条例に基づいた本委員会の位置付け及び運営等について

(2) 武蔵野市のいじめに関する現状と取組について

(いじめの認知件数や態様、市いじめ防止基本方針ポスター、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策、ふれあい月間の取組、いじめ防止重点月間 等)

(3) 審議

- 自分はいじめているつもりはないけれども、相手がそう受け取ることがある。
- いじめに対する学校の組織体制はどうなっているのか。
→いじめ対策委員会等の名称で、即対応できるよう、校長直轄で組織している。
- 学校では、アンケートによる実態把握とともに、スクールカウンセラーとの全員面接等の機会を通して相談しやすい環境づくりを行っている。
- 先生方は、最速・最善の対応をして頑張っている。ただ、子ども同士だけでなく、子どもと先生の関係など複雑な部分もある。
- いじめの中には、解消されない、拭い去れないものもあるのだろうと思う。
- 最近のいじめで難しいのは、いじめの定義が「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となっており、何げない声掛けでも、言われた側が嫌な思いをしたらいじめとなることだ。機会があるごとに、「相手がどう思っただろうか」ということを言っている。
- 発達障害や愛着の問題も関わってくるが、なかなか援助要請ができない子もいる。
- いじめの定義を強く意識する必要がある。いじめ防止対策推進法であえて主観的な判断、定義を取り入れているのは、いじめの初期段階から、芽を摘もうという立法の意思があるんだろうと思う。
- どんな些細なケースも、不登校や自殺に至るケースがある。当該の子が苦痛を訴えたのであれば、それを拾い上げて学校全体で対処していく。これは、子どもを守るだけではなく、先生方を守るためにもなる。
- いじめの定義について、子どもや先生方はもちろん、保護者にも啓発が必要だ。
- 今のいじめを考えていくときに、SNSが絡んでいる。
- いじめの認知件数が小学校と中学校で大きく違うのはなぜか。
→小学校は低学年の児童がちょっとしたことや解決済みのことも訴えることがある。
中学校は、人数自体が少なくなることと、嫌なことがあってもアンケートに書かないというがあるので、アンテナを高くしなければならない。